

長野県告示第597号

昭和59年長野県告示第298号（肥料取締法施行細則第3条に基づく表示）の一部を次のように改正し、令和2年12月1日から施行します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

本則中「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に、「第3条」を「第1条」に改める。

農業技術課

森林づくり推進課

長野県告示第598号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字宗賀字本山4272の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第599号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市平字長ビラ日向20565のル・20565のヲ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、20565のヌ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第600号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡小海町大字千代里字モンガク270の5、270の9、270の10、270の20から270の23まで、字上堰日向427の27、427の28

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第601号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡佐久穂町大字平林字石橋558の1（次の図に示す部分に限る。）、558の2、558の6、字富士腰559の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石橋558の1 (次の図に示す部分に限る。)、558の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第602号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字辰野字唐木沢377の14・377の15・377の50

(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第603号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塩109の1、276の14、276の16、315の2、315の16、315の23から315の25まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年12月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月30日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

1 道路の種類 県道

2 路線名 松川インター大鹿線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村葛島1598番の1地先から 上伊那郡中川村葛島6682番の6地先まで	旧	4.3～16.6	3.3750
		6.0～31.0	3.4880
同上	新	4.3～16.6	3.3750
		6.0～31.0	3.4880
		6.0～31.0	3.6110

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

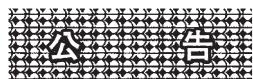
その関係図面は、告示の日から令和2年12月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月30日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 路線名 松川インター大鹿線
 2 供用を開始する区間
 上伊那郡中川村葛島1598番の1地先から
 上伊那郡中川村葛島6682番の6地先まで
 3 供用を開始する期日 令和2年12月1日

道路管理課



公告

県営高峯地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称
 県営農村地域防災減災事業
 2 工事着手年月日
 平成26年9月8日
 3 工事完了年月日
 令和2年11月4日

農地整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 処分をした年月日
 令和2年11月30日
 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 有限会社北條電工
 上田市諏訪形686番地4
 北條昭政
 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲
 建設業に係る営業の全部
 (2) 期間
 令和2年12月14日から令和2年12月18日までの5日間
 4 処分の原因となった事実
 有限会社北條電工は、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有していないにもかかわらず、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を繰り返し請け負った。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年11月30日

長野県上田建設事務所長 蓬田陽

- 1 許可番号
 令和2年11月6日 長野県上田建設事務所指令2上建第28-8号
 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 東御市御牧原字四ツ京塚723-1、723-4、723-5、723-6、723-7、723-8、723-9
 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 佐久市望月99-3
 佐久ライフサービス 朝倉正治

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年11月30日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

- 1 許可番号
 令和2年8月4日 長野県大町建設事務所指令2大建第31-3号
 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 北安曇郡白馬村大字北城字ワタノ4769、4770、4771、4773-1、4774-1、4775-2、4775-9、26922-1の内
 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都港区元赤坂1-1-7
 合同会社BKPInternational
 代表社員 一般社団法人EastAsiaResorts
 職務執行者 野坂照光
 北安曇郡白馬村大字北城6330-3
 さくら不動産株式会社 代表取締役 橋本旅人

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年11月30日

長野県公安委員会

- 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。）